

第81回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成27年2月9日 午後1時30分～午後4時15分
2 場所 JA全農さいたま 高砂ビル 401会議室
3 出席者 委員名（敬称略）
東守、尾崎晴男、黒川文子、佐谷和江、清水武信、松本泰尚、
三角元子

※事務局 産業労働部副部長 加藤和男
商業・サービス産業支援課課長 新里英男
商業・サービス産業支援課副課長 飯塚清隆
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設

- 新設（5条1項） （仮称）カスミ越谷レイクタウン店
- 新設（5条1項） （仮称）越谷市谷中町二丁目計画
- 新設（5条1項） （仮称）越谷花田物販店舗
- 新設（5条1項） ウエルシア川越新宿店

(2) 変更

- 変更（附則5条1項） 太陽毛糸紡績ビル
- 変更（6条2項） ベルク戸田中町店
- 変更（6条2項） ヤオコー小川ショッピングセンター
- 変更（6条2項） ヤオコー戸田駅前店
- 変更（6条2項） スーパービバホーム鴻巣店

5 傍聴人 なし

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- (1) 交通について 1月27日（火） 尾崎晴男委員
- (2) 騒音について 1月27日（火） 松本泰尚委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

●新設（5条1項）（仮称）カスミ越谷レイクタウン店

（事務局説明）

【委員】 レイクタウン地域であるが、写真でもわかるとおり開発中のところである。交通量の計算結果等を見るとこの立地が周辺に大きな影響を与えるということはないと言ってよい。

越谷市からの通学路があるので配慮するよう意見が出されており、設置者は配慮する旨回答しているが、きちんと行うことが必要である。

駐車場に関しても車と自転車、歩行者との分離もされているので、妥当なレイアウトではないかと判断する。

【委員】 資料の9ページで説明されたとおりである。結論から言えば、この店舗が騒音により環境に悪影響を及ぼすものではないという予測結果が出ている。事前の説明では予測方法に不明な点もあったが、確認をしたところ概ね妥当と確認できた。予測結果も説明にあったとおりで、特に問題はなかった。

【委員】 用途地域が第一種住居地域と第一種低層住居専用地域にまたがっているが、用途地域ごとの制限についてはクリアされているのか。

【事務局】 第一種低層住居専用地域においては店舗の床面積50㎡まで、第一種住居地域では3000㎡までとの制限がある。今回の場合、第一種住居地域の面積が過半を占めており、第一種住居地域の規制が適用になることを越谷市に確認している。

【委員】 第一種低層住居専用地域では住居部分のある店舗という制限があるようだが、その影響はどうか。

【事務局】 第一種住居地域の規制が適用されることを越谷市に確認している。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）越谷市谷中町二丁目計画

（事務局説明）

【委員】これは既存の建物があって物販になったという事案であり、完全な新設ではない。若干出入口の位置が交差点に近いのはあまりよいことではないが、すでにお客さんも慣れていると思われるので、大きな問題ではないと思われる。

物販が入ることで、お客さんが増えるであろうと思うが、指針に基づいて計算、推定した結果、直近のX型の交差点、あるいは、周辺の交差点に、特段大きな影響を与えるものではなかろうと判断している。ひとつ気になる点は、国道4号線を北側方面から来る車が右折するが、ここには右折車線がない。若干気にはなるが、北側方面から来るのは、最大で時間22台であれば特段大きな問題ではないだろう。また小学校が近くにあるが、越谷市から通学路に関する指摘もないので、影響はさほど大きいものではないと考える。

まとめると、この立地が交通問題で周辺環境に大きな影響を与えるということではなかろうと考える。

【委員】騒音予測の内容は、10ページで説明いただいたとおりであるが、夜間に車両が走ると規制基準の値を超えるのは、普通に起こると思う。結論としては現状の騒音よりは小さいだろうということで問題ないとしているが、騒音に対して配慮しようという姿勢があまり感じられない。南側のドンキホーテには、荷さばき施設、空調機等、図面でいうと、左側の道路沿いに集中して設置されている。

反対側が市街化調整区域で建物が建たないという前提で、こういう配慮なのかと思う。たとえば空調機のまわりに遮音壁を設置するなどの配慮がなされてもよいが、不可欠というほどのでもないので、結論としては、現状の環境の騒音を悪くするようなものにはならないだろう。

【議長】委員に質問するが、これもすでにブックオフとか、DVD鑑賞室が出している音を前提にして、今現在、環境騒音に大きい音が出ている。さらにドンキホーテを営業させたとしても、同じ業者が出している現状がうるさいのだから、また店舗が増えてもいいのではないかと、それよりうるさくなったとしても、環境騒音的に既に規制を

超えているのだから、さらにうるさくなってもやむを得ないのではないかというのは、いまひとつ理解できない気がするが。

【委員】現場は見えていないが、おそらくこの騒音の主原因は店舗よりも国道4号だと思われる。

【議長】Xにおいても、Yにおいてもそうなのか。

【委員】Yでもおそらくそうだろうと思う。現場に行っていないので責任は持てないが、おそらく騒音の主原因は国道4号でということで、先ほどの説明を行った。

【議長】住居に近いところの出入口③についても、そうなのか。

【委員】事務局から事前の説明を受けたときは、どうにかならないのかという話もしていたが、現状でやっていて特に問題は起きていないようで、特に周辺の方も懸念されていないとのことなので、やむを得ないのではないかと思う。

もう少し考えてもらってもよいのではないかという気はする。

【委員】夜間の最大騒音が気になるが、他の4つの案件を見ると、最大騒音が76デシベルとか80デシベル以下であるが、この場合の最大騒音が93.2デシベルということで非常に大きな騒音になっている。ピアノを弾いているところから1メートルくらい離れたところが80デシベルなので、93.2デシベルというのは本当に工事現場のような感じだと思う。それがクリアできるのは環境騒音よりも小さいというような説明があったが、環境騒音の最大レベルを見ても90.7デシベルというのが最大なので規制をクリアしていないのではないか。

つまりここで出す音のほうが環境騒音より最大値が大きいのに、なぜ認められてしまうのか、そこを聞きたい。また、93.2デシベルというのは、どういうことをしたらこんなに大きな音が出るのかということを知りたい。

【委員】93.2デシベルというのは、大型車の車両走行の騒音予測の際に使用する値である。

【委員】資料の下の方をみると、他の大型車は、70デシベルくらいで止まっているがどうことなのか。

【委員】それは距離が離れているからであり、93.2デシベルというのは図面でいうと出入口①の大走06・07になる。出入口のところを大型車が通るその場所で測定しましたという値である。実際本当に大型車がそういう値をその場所に出しているかどうかというのは、正直なところわからないが、予測するときはこの値を使いなさいということで、それを信じるとすると、右下の表のとおり、90.7デシベルが最大である。これが店舗の反対側の測定地点①での測定結果であり、国道4号を大型車が走行した時に出る音のことである。

大走07で、93.2デシベル出ると、測定地点①のところでは距離が離れるので、大走07'の値になる。それが、10ページの左下の表の58.8デシベルなる。店側で93.2デシベルだったのが、反対側にいくと、58.8デシベル、大走07'の値まで距離が離れるので、小さくなるということである。

【委員】ただ、規制というもので、どこで測ろうと、そこで出したトラックの騒音よりも環境騒音が騒がしいといいのだが、そうではない。この店が出来たことによって走るトラックの騒音のほうが大きいということだが、認められるのか。

【委員】好ましくはないと思うが、夜間に大型車が入り出すような施設だと必ずこの値は出ることになる。

【委員】他の3件は、大きなトラックが走っても、76とかであるが、ここだけ何で高くなるのか。

【委員】予測の計算の仕方である。この案件は、最悪な数値を出すようなやり方をしている、出入口のところに予測地点を設定して、大型車がそこを走ると、大型車が発生させる音をダイレクトに数値としてさせることになる。今回の件は分からないが、予測結果を見ると、他の件を見てみると、そういう予測の仕方をしていないところもある。数値だけみるとそういうことになってしまうが、これが特別うるさいという案件でもない。

- 【委員】ただ、資料2ページで、関連する届出事項で夜間の最大騒音の予測で93.2デシベルとなっているということは、一番最後の行の環境騒音の90.2デシベルの方が上回ったため影響は軽微であると推測されたという文言は正しくないということにはならないか。
- 【委員】周辺の、と書いてあるので、その周辺をどこにとるかだと思うが、敷地にはとらないで周辺が一番近いところをとるという説明になっている。
- 【委員】今まであったのが、ブックオフであれば、ブックオフから音が出るわけがないわけで、国道の道路のほうの騒音が、店の前で計ったらそのような数値になるということではないのか。店があることによって騒音が出るのではなくて、国道があることによって、店の前で計るとそういう音が出るということなので、これで議論しても意味がないのではないか。
- 【委員】この93.2デシベルというのは、店が営業して、夜間に最大騒音が出ると予測される値ということで、将来の値ではないのか。
- 【事務局】店ができることによる将来の値である。しかし測定地点Xまで離れて予測すると、この93.2デシベルは距離減衰するので、58.1デシベルになり、その音は道路の音よりも小さい。この一番近い家に対する影響に限定してみると、店の搬入トラックの影響は環境騒音よりも下回っている。計画では、深夜時間帯に荷さばきをするトラックは1台だけ計画しており、大型車が出たり入ったりして頻繁に93.2デシベルという数字が出ているわけではなく、10時から6時の間に1台だけ瞬間的に出るということなので、その点も考慮いただきご判断をお願いしたい。
- 【議長】委員が言われたのは、国道4号を走る車の音ではないのかということだが、この国道4号を通してこの敷地内に入出入りする大型トラックが出す音ということで考えればよろしいか。
- 【委員】そうである。

【議 長】 たしかに出入口で、大走06・07の地点で測ると大きな音は出るけれども、審議で考えなければいけないのは、生活環境の保持、維持という観点である。

生活環境に対しどこが一番影響があるかという、西側とか東側は店舗であるため、道路を超えた予測地点A、測定地点①であったり、南側の予測地点Yであったり測定地点②の住居ということになるので、音源よりも離れて考えるという考え方をとったということになろうかと思う。それが審議において全く問題ないかという、そこに住んでいる方の影響を考えるということになると、あながち07'まで下がることが不合理な考え方かという、そうでもないのではないかと思われる。

【委 員】 この地域の用途地域は、市街化調整区域であると説明があった。資料の1ページのところには、店舗の所在地は無指定地域となっている。市街化調整区域という説明であったが、無指定なのか。

調整区域であると店舗を作るときに、開発許可を取ったはずだが、今度のように、目的変更ができるのであれば、市街化調整区域の意味がないのではないか。

国道沿いなので、国道から50メートルくらいのところについては、調整区域であったとしても店舗ができるというような、市街化区域と同じような扱いを受けているよということで無指定なのか。

無指定という地域は埼玉県の中に、市街化区域か調整区域かということで、無指定区域というのは、扱いとして無指定区域というだけのことなのか。市街化調整区域ではないのか。

調整区域で、その調整区域の中に建物を建てるのが、開発許可の行為です。すでに建物は建っているが、その中の用途を変えるのは用途変更というものを別に建築基準法に基づいて手続きを行う必要があるが、それは行っているということでよいか。用途変更して、建築基準法では許可をとっているということよいか。

【事務局】 建築基準法の6条の2の第1項に基づき、用途変更手続きを行ったということである。

【議 長】 他に何か本件について意見はあるか。騒音についてご指摘をいただいたが、本件について、意見をつけるか否かについてご意見をいただきたい。騒音について何か附帯意見化とかする必要はあるか。

【委員】騒音に関しては、つける必要はないと思う。

【委員】今まではゲームセンターだったが、ドンキホーテに変わる。大型車両はどうしても、多くならざるを得ないと思うが、それをできるだけ夜間ではなくて昼間の時間にやっていただきたい。さきほど夜間は一台だという話があったが、そうなるよう特段気を付けていただくことを、口頭で伝える方がいいではないか。

【議長】口頭で、夜間搬入については、なるべく可及的に避けていただければというような意見を口頭で伝えていただくというような意見でどうか。本件については、口頭意見をつけるということで、終了することとする。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）越谷花田物販店舗

（事務局説明）

【委員】今回物販で食料品系、医療系の店舗が二つ入るということで、客層・時間帯・曜日が変わる。基本的には大きな問題にはならないであろうと思うが、いくつか危惧がある。一点目は越谷市の指摘のとおり、来店した多くのお客さんが駐車場が四隅にある交差点に入ってくる、ここで右往左往する可能性がある。

それが週末だけならいいが、この道路も生活道路なので、毎夕方そんなことになっては好ましくないことである。

県道から入った内側の出入口3付近と東側交差点であるが、出入口3は、この店舗がある敷地の中の四辻に一番近ので、十分に注意をしてもらう必要がある。

二点目は、そこに入る県道115線の交差点である。この県道はもともと9mくらいの車道幅があり、片側4.5メートルずつだったと思うが、それを南側から右折できるように幅を5～6mくらいにして、右折がしやすいように幅を広げたが、右折車線は確保できなかった。

ここを右折する車両はピークで82台の予測をしているが、これは決して楽な数字ではない。北側の200mくらい行った先に信号があるので、そこである程度交通量が遮断されることから、そのような合間で曲がれると思う。

計算では、余裕交通量があるので、右折は苦しそうだが、できるであろうと思う。繁忙期はここで渋滞がおきる可能性はある。

また、交差点において気がかりなのは、西側の住宅地から自転車や徒歩でやってくるお客さんが、どうやってここへ来るのかということである。わざわざ信号交差点まで行く人はあまりいないと思われるので、やはりこの交差点を渡ることになるだろう。

このNO. ②の交差点に関しての意見としては、まず開店してみて、開店後の状況をみながら、関係部署、道路関係・交通関係と調整してもらいたい。

もう一つ、11ページに来店退店のルートがあるが、このように来るであろうか疑問である。これはやはりNO. ②の渋滞に配慮しているのだと思うが、お客さんには、誘導経路をきちんと周知する必要がある。

三点目は誘導である。中に入ってきた車が、満杯の時、どのように動くのか。誘導は必要になると思うが、交差点にいる歩行者等も含めて、来店・退店の経路が気になるので、開店後は地域の方々も含めて関係部署と調整してもらいたい。

【委員】 12ページの騒音レベル最大値の表であるが、騒音発生源が、NO. 86 荷さばき車両走行音2というのが、いっぱい書いてあるが、この具体的な位置を調べておいてもらいたいとお伝えしたが、説明していただけるか。

【事務局】 確認したところ、出入口の位置から青い線が入っている部分が荷さばき車両86の線であり、その予測地点は、発生源の一番近い予測地点でとっているとの回答であった。

【委員】 だとすると、例えばaの四角においては、大型車両が出入りすると90何デシベルとかなると思うが、表をみると76.3デシベルになっている。発生源の音として90何デシベル使っていると書いてあるので、この距離だったら、ほとんど、距離減衰しないであろうし、76デシベルにはなりえないと思う。

【議長】 今、委員が言われた12ページの右上の2つめの箱の中の86というのはどうかということに関しては、同じページの右下の地点1の近くにある荷さばき施設の縦の青の線のことか。

【委員】 そちらではなくて、そっちはたぶん荷さばき車両走行の1だと思うが、2という、夜間に使用する荷さばき施設、図でいうと真ん中の下あたりであるが、青い線と赤い線が重なっているような部分のところである。

【議長】 地点3の反対側、小文字a、21、22、23、のあたりのことか。

【委員】 そうである。

【議長】 そうするとこの音が出た場所というのが、この小文字aの21、22、23か。

- 【委員】 青いラインのどこかにあるということ。予測地点の一番近いところだという説明であったが、たとえばこの図の a で予測しようとする、20番とか21番とかにあたるところが一番近いと思う。このいずれの近い距離だと右上の表の小文字 a のところ、荷さばき車両走行音 2 というところが、76.3 デシベルであるが、もっと大きい値になるのではないか。
- 【議長】 先ほどの90デシベルくらいは軽く出るはずなのに、これは少し値として低すぎるのではないか。事務局から説明をしてもらいたい。
- 【事務局】 確認させていただくので、しばらくお時間いただきたい。
- 【委員】 結論的には、先ほどの事案と同じような感じになると思うが、先ほどの国道4号ほど交通量はないにしても、大型車、4t車くらいは通ることもあると思う。そこに一台増えるくらいの状況であるので、周辺環境に与える影響としては軽微だと思うが、予測の結果はちょっとわからない。
- 【議長】 12ページの右上の2つめの箱とは夜間の最大値ということである。そうすると、人が住んでいるところで夜間のおそれがあるものといったら、大文字のAの地点になるのであろうが、そこだと夜間だと最大で60.0というところをみればよいのか。
- 【委員】 環境保全対象側の敷地の境界でも60.0デシベルで目安の値を超えるので、さらに直近の家の壁までいったのがA'までということになる。それでもまだ58.2デシベルあり、基準を超えている。
- 【議長】 越えているけれども、先ほどの環境騒音の方が上回る。
- 【委員】 この環境騒音が、先ほどの2番目の件は、最大値まで測定結果が出ていたが、これは等価騒音レベルという平均的な値であるので、最大でどのくらい出ているかというのは、わからない。
- 【議長】 地点3だと午前5時台で66デシベルとある。ではその点を含めて騒音に関しては把握したいということか。

【委員】トラックが1台通るのが増えるぐらいの影響だと出ているので、予測しなくてもいいのではということになるかもしれないが、影響はそんなに大きくないだろう。

【議長】影響は大きくはないだろうけれども、データを確認したい。事務局から事業者の側に補充の指示をお願いしたい。

【委員】あともうひとつは、荷さばき施設の1の、右下の地点1のほうであるが、店舗と居住用の建物が一緒になっているような建物が直近にある。その直近で荷さばきをするようなので、少し配慮していただき、何かあった時に対応をするような心づもりをしていただいたほうがいいと思う。

【議長】本件に関する意見であるが、信号のない交差点のNO. ②のところで、駐車場に入るところの同じく信号のない交差点については、車両や自転車や歩行者を含め円滑な入退店の誘導と、交差点については、県道115号線については、渋滞防止、これを開店後の状態をみて必要があれば関係当局と連携の上対応されたいというような内容で考えていきたい。

また、騒音については、先ほどの地点Aへの影響についてももう少しデータを確認したいという点もあるということと、あとは地点1の店舗に対する影響について、退店後何かあれば速やかに適切に配慮されたい。

この騒音と交通に関係する点について、いずれも開店後には配慮されたいというご意見であるが、書面での付帯意見という形でよいか。

【委員】書面でよいのではないか。

【委員】設置者が、事業者に建物を貸すということであれば、そのあと、2つの事業者がきちんと対応してくれるか心配ではあるが、誰が対応することになるのか。

【事務局】こちらで審議いただいた結果については、設置者を通じて各店舗に意見として伝えるので、店舗にきちんと守っていただく必要がある

し、そのように指導を行っていきたいと考えている。

【議 長】直の対応は、届出者である設置者ということになるかと思う。

【事務局】議長が言われたように、まず第一次的には法律の責任を課されているのは、設置者である。まず第一次的な責任は設置者のほうが対応すべきものと考えている。ただ、実態として店舗の運営をしている各テナントが日々の管理運営を行っている部分もあるので、一体となってやっていただくというのが実態だとは思っている。責任という意味では設置者に課せられるものと考えている。

【議 長】では3件目につきましては付帯意見を付すということで考えていきたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） ウェルシア川越新宿店

（事務局説明）

- 【委員】 既に開店後半年以上経っており、今回3割程度の増床により、立地法上の新設の届出をしたものである。調査結果などを見ても、現時点でも大きな数値ではなく、増床後も交通に関して大きな問題はないと考える。しかし、店舗角の交差点No.1が6差路となっていて、川越駅に通じるメインの道路となっており、交通の条件としてはさほど良くはない。その意味でも、川越市からの意見が的確な内容となっている。特に交通に関する2～4の意見に対してはきちんと対応をしていただきたい。また、出入口の運用についてもしっかりと守っていただきたい。
- 【委員】 騒音については、夜間の予測においていくつか基準値を超えているところがある。特にS9において、定常騒音の最大値が隣地境界において超えているのは珍しい。これは、店舗南側において、住居が隣接していることと、設備機器がこの付近に集まっているため、大きめの値となっている。この点について事前説明の際に確認をしたところ、室外機などの運用時間を検討し、必要に応じて対策を取ることなのであった。結論としては、現状の営業において苦情も出ていないということなので、問題ないと考えるが、何かあればきちんと対応していただきたい。
- 【委員】 増床部分はどこになるのか。
- 【事務局】 図面では示されていないが、店舗の西側部分の現在バックヤードになっているところを、売場とする計画である。
- 【委員】 空調機など設備の位置も、現状から変わらないのか。
- 【事務局】 変更しないということである。
- 【委員】 用途地域について、第一種中高層住居専用地域と第一種住居地域にまたがっており、本来であれば過半を占める第一種中高層住居専用地域の規制がかかり、500㎡までの店舗しか建てられない地域であ

る。事前に事務局に確認したところ、この地域は、始め住居地域であり、その後昭和48年に第二種住居専用地域になり、さらに平成7年に第一種中高層住居専用地域になったということであった。現在の用途地域の規制では建てられない「既存不適格建築物」という話であるが、この建物の建築確認が下りたのは昭和54年当時ということであり、その時点では第二種住居専用地域なので、その当ても建築できない建物なのではないか。

【事務局】 その点については川越市に確認を取っており、建築確認申請の時点では適法であったということである。その後用途地域は変わったが、そのまま使用するのであれば問題ないということである。ただし、今後増改築等の際は川越市と調整する必要があるということであり、設置者にもその旨は伝えてある。

【委員】 しかし、バックヤードを店舗に用途変更することについては、手続きが必要なのではないか。また、立地法とは違う話かもしれないが、現時点ではこの面積の店舗は建てられないにも関わらず、さらに売場面積を増やすのはどうなのか。

【委員】 確かに用途地域という点では委員のおっしゃるとおりである。しかし、この地域はここ数年で状況が変化してきている。隣接する市道10号線も拡幅され、川越駅から狭山に抜ける広い道路に整備されるなど、大規模な店舗が立地してもおかしくない環境になってきている。実際に近隣にも大型の商業施設が立地している。そのような状況を考えると、用途地域に関して市に確認しており、建築基準法上も適法に取り扱われているというのであるので、よろしいのではないかと思う。

【議長】 大規模小売店舗立地法の趣旨は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の生活環境の保持の観点から、対応可能な事項について対応を求めるというものである。

委員の御指摘は、本来500㎡しか建てられない地域に1,200㎡の店舗を立地するのであるから、周辺環境への配慮を十分にするべきなのではないか、という趣旨なのではないかと思う。

その意味で、設置者に何らかの対応を求めたいということか、それともこのような用途地域での増床の考え方について、川越市の考えを確認したいということになるのか。

【事務局】 用途地域は市で決めており、今回の増床に関して市に確認したところ、開発について問題ないという確認が取れている。また、立地法上の市からの意見についても、開発に関するものは出てきていないところである。

【議長】 P10の市からの意見の1つ目に、「公害苦情が発生した場合には適切に対応すること。」とあり、周辺環境への配慮という観点の意見が市からも出ているところである。

開発に関しては、設置者ではなく川越市に確認するということがよいか。

【委員】 用途地域が求める周辺の環境を考えると釈然としないところもあるが、許可の経緯や増床の考え方など市に確認することとしたい。

【議長】 では、事務局で御対応をお願いしたい。

【事務局】 了解した。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (附則 5 条 1 項) 太陽毛糸紡績ビル
- 変更 (6 条 2 項) ベルク戸田中町店
- 変更 (6 条 2 項) ヤオコー小川ショッピングセンター
- 変更 (6 条 2 項) ヤオコー戸田駅前店
- 変更 (6 条 2 項) スーパービバホーム鴻巣店

(事務局説明)

- 【委員】 8番のヤオコーの営業時間を夜間の時間帯に変更する場合に、新設の際は夜間営業なしで届出していて、変更で夜間の時間帯になる場合騒音の予測はしないものなのか。
- 【事務局】 騒音の予測を行っている。延長した時間帯において再計算をして予測している。細かい説明はしていないが、規制値等はクリアできている。
- 【委員】 例えば荷さばきを行うとなると、騒音の予測が厳しくなることもあるが、問題ないのか。
- 【事務局】 延長した時間帯には荷さばきを行わない予定であり、騒音の発生源は来店車両の走行音、延長する時間帯の空調等の室外機、ファンなどの騒音が発生するので、それに基づいた予測を新設の届出と同様に再計算して行っている。他の変更案件も同様である。
- 【委員】 予測結果のチェックを騒音の委員は行っているのか。
- 【事務局】 結論を説明しているが、詳細な説明は行っていない。
- 【委員】 事案によっては、騒音の事前チェックを行うことが望ましい。
- 【委員】 スーパービバホーム鴻巣店の変更も、朝早い時間である。周囲に住居があると影響も考えられるが、店舗の周辺はどのような状況なのか。

【事務局】 この店舗は国道17号線が鴻巣と吹上の間でバイパスと別れる分岐点の近くに立地している。店舗の用途地域は工業地域であり、周辺には住居がない。

【委員】 朝6時30分からの営業開始は早いと思われるが、大工さんなどが仕事前に材料を仕入れるニーズに対応しているということか。

【事務局】 最近ホームセンターでは営業時間を朝6時30分に早める変更が増えている。多くは資材売場の早朝営業をしようとする内容である。

【委員】 資材売り場ということだと、職人さんが早朝に材料の仕入れをするために利用すると考えてよさそうだ。

【議長】 変更5件について県意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成27年2月9日

議 長 (三角委員)

議事録署名委員 (黒川委員)

議事録署名委員 (清水委員)